

香取広域市町村圏事務組合職員の職の設置に関する規則

平成19年 2 月 22 日

規則第 3 号

改正 平成19年 4 月 1 日規則第 8 号

平成21年 4 月 1 日規則第 7 号

平成24年 3 月 30日規則第 3 号

平成27年 3 月 3 日規則第 2 号

平成29年 3 月 17日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和59年香取広域市町村圏事務組合条例第 2 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する管理者事務部局の職員の職を定めることを目的とする。

(職員の職及びその職務)

第 2 条 法令に特別の定めのあるものを除くほか職員の職は、次の表左欄に掲げるとおりとし、そのものの職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
事務局長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
参事	
会計管理者	
課長	
副参事	上司の命を受け、事務を分担掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹	
副主幹	
場長	上司が命ずる事務を処理する。
主査	
副主査	
場長補佐	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主任主事	
主事	上司の命を受け、技能をつかさどる。
主任技能士	
主任作業士	上司の命を受け、作業をつかさどる。
技能士	上司の命を受け、技能をつかさどる。
作業士	上司の命を受け、作業に従事する。
作業員	上司の命を受け、作業に従事する。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の職の設置に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。